様式第1号（第3条関係）

技術職員修学資金貸与申請書

年　　　月　　　日

相馬地方広域水道企業団企業長　様

申請者 　　氏名 　　　　　　　　　　　 　印

（ 法定代理人(注1)　氏名　　　　　　　　　　　　　印 ）

相馬地方広域水道企業団技術職員修学資金の貸与に関する条例に基づく修学資金の貸与を受けたいので、同条例施行規則第３条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 申 請 者 | | | | | | |
| 氏　　名 | 印 | 年齢 | 満　　歳 | | 生年月日 | 年　　月　　日生 |
| 住　　所 | 郵便番号（　　　－　　　　）  電話番号　　　　　　（　　　）　　　　　 　　携帯電話　　　　　　（　　　） | | | | | |
| その他の  連 絡 先 | 郵便番号（　　　－　　　　）  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　電話番号　　　　　　（　　　） | | | | | |
| 貸与金額 | （月額）　　　　　　　　円 | | | | | |
| 貸与期間 | 年　　月分　から　　　　　　　年　　月分　まで | | | | | |
| 在　　学  している  学校名・  学 部 等 | 学校名・学部等  所在地  (入学年月日　　　　　　年　　月　　日)　　(卒業(修了)予定年月日　　　　　年　　月　　日) | | | | | |
| 申請理由 |  | | | | | |
|  |  | | | | | |
| 連帯保証人（注2） | | | | | | |
| 連帯保証人① | | | | 連帯保証人② | | |
| 氏　名 | 印 | | | 氏　名 | 印 | |
| 続　柄 |  | | | 続　柄 |  | |
| 住　所 | 郵便番号（　　　－　　　　）  電話番号　　　　（　　　）　　　　　　　携帯電話　　　　（　　　） | | | 住　所 | 郵便番号（　　　－　　　　）  電話番号　　　　（　　　）　　　　　　　携帯電話　　　　（　　　） | |
| 職　業 |  | | | 職　業 |  | |
| 勤務先 | 郵便番号（　　　－　　　　）  電話番号　　　　（　　　） | | | 勤務先 | 郵便番号（　　　－　　　　）  電話番号　　　　（　　　） | |

(注1)　申請者が未成年者の場合は、連帯保証人のうち1人は法定代理人とし、申請者の下欄に法定代理人も署名し押印すること。なお、印鑑登録しているものを押印し、印鑑登録証明書を添付すること。

(注2)　連帯保証人のうち1人は、経済的に独立した別世帯の者とすること。

(添付書類)　①申請者の住民票（住民票記載事項証明書可）及び印鑑登録証明書

　　　　　　②成績証明書

　　　　　　③入学証明書又は在学証明書（後日提出可）

　　　　　　④連帯保証人の住民票（住民票記載事項証明書可）、所得証明書（納税証明書可）及び印鑑登録証明書

(裏面)

特約事項

　（連帯保証人）

第1条　連帯保証人は、この申請に基づく借受者の企業団に対する一切の債務について借受者と連携して保証するものとする。

2　企業長は、連帯保証人の状況に重大な変更が生じたときは、その変更又は追加を求めることができる。

3　借受者は、連帯保証人が死亡した場合その他の連帯保証人を変更する必要が生じた場合は、速やかに企業長に新しい連帯保証人となる者を届出なければならない。

4　前項の届出書には、新たに連帯保証人となる者の誓約書を添付しなければならない。

　（連帯保証人への情報提供）

第2条　借受者は、自身の財産及び収支状況や、他の債務の有無、その債務の額や履行状況等を連帯保証人に情報を提供すること。

　（変更届の提出）

第3条　借受者及び連帯保証人は、その氏名、住所又は勤務先を変更した場合は、直ちに企業長に変更した内容を届出なければならない。

　（期限の利益の喪失）

第4条　借受者は、下記(1)に該当する事由が生じた場合にあっては、企業団からの通知（公示送達による通知を含む。以下同じ。）を要さず、同(2)から(5)までに該当する事由が生じた場合にあっては企業団からの通知により、当然に分割弁済の期限の利益を失うものとし、企業団に対して、当該事由が生じた時残っている債務の全部を即時に弁済しなければならない。

　(1)　破産手続開始の決定を受けた場合その他の民法（明治29年法律第89号）第137条各号に定める場合

　(2)　修学資金等以外の借受者の債務につき、次の事由があった場合

　　ア　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続その他の法令に基づく債務の整理の手続（破産手続を除く。）の申立て

　　イ　仮差押えその他の保全措置

　　ウ　強制執行（税の滞納処分及びその例による処分を含む。）

　(3)　借受者が月賦、半年賦又は一括払償還の支払を怠った場合（その回に支払うべき金額に満たない場合も含む。）

　(4)　借受者が住所又は勤務先を変更したにもかかわらず、企業長に届出をしなかった場合

　(5)　前各号に掲げる場合のほか、企業長が債権保全上著しい支障があると認めた場合

　（公正証書の作成）

第5条　借受者及び連帯保証人は、貸付金の債務が履行されない場合は、企業長の請求により、借受者及び連帯保証人が債務を承認し、その履行につき直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載されている公正証書を作成することに同意するものとする。

2　前項の公正証書の作成に要する費用は、借受者の負担とする。

　（合意管轄）

第6条　修学資金の貸与又は返還に関する紛争の管轄裁判所は、福島地方裁判所相馬支部又は相馬簡易裁判所とする。

上記特約事項並びに相馬地方広域水道企業団技術職員修学資金の貸与に関する条例及び相馬地方広域水道企業団技術職員修学資金の貸与に関する条例施行規則の内容を理解した上で、上記事項について同意します。

また、条例、規則及びこの特約事項に定めのない事項については、企業長の指示するところによるものとすることについても併せて同意します。

年　　　月　　　日　　申請者　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　印

年　　　月　　　日　　法定代理人　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　印

年　　　月　　　日　　連帯保証人　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　印

年　　　月　　　日　　連帯保証人　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　印